

# 岐阜県公報

第二千四百六号  
平成二十四年十二月二十一日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 八三三<sup>ハ</sup>三五<sup>シ</sup>
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 八三六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 八三七
- 道路の供用開始 (道路維持課) 八三八
- 岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等 (下水道課) 八三八

### 公示

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 八四〇
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 八四〇
- 公共測量の終了 (用地課) 八四一
- 岐阜都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 八四一
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 八四一
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 八四三

## 告示

岐阜県告示第五百九十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名等
映画	若奥様と義父 指と舌で昇天		新日本映像
	未亡人どもの反乱 喪服でおもてなし		新日本映像
	子宮に捧げる愛の詩 女性拷問研究所の真実		スタジオ・クルート・ホーク
	野外プレイ 覗きの濡れ場		オーピー映画
	変態性愛 美肉さそい		オーピー映画
	巨乳天国 ゆれ揉みソープ		オーピー映画
	姉妹相姦 いたずら魔乳		オーピー映画
	吉沢明歩 したくてしたくて		新東宝映画

### 2 指定年月日

平成24年12月21日

### 3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字離成向一五七二の一、一五七二の二、一五七五、一五七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町高砂字宮奥一三四四、一三四五、一三五三、一三五四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字橋詰三二九一の一、三二九一の二、三二九一の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字橋詰三二九一の一・三二九一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二九一の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
本巢市外山字大洞二六六の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町東横山字下山四の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字尾市一九〇一の二、一九〇一の三の一、一九〇一の一の二、一九〇一の二、一九〇一の三〇、一九〇一の三七

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
国道	見座線	高山市国府町八日町字馬道一八四二番一地从先から同市同八地先まで	三〇〇	平成二四・三・三	平成二四・三・三 平成二四・九・一六

岐阜県告示第五百九十九号

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等

(定義)

第一条 岐阜県流域下水道条例（平成二年岐阜県条例第三十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この告示における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
  - イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
  - ロ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- 四 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

第二条 条例第五条第三号の知事が定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
  - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
- イ 次に掲げる項目に応じ、それぞれ次に定める数値であること。

(1) 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下

(2) 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下

(3) 浮遊物質 一リットルにつき四十ミリグラム以下

(4) 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燃<sup>ひ</sup>含有量 計画放流水質に適合する数値

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則第四条の三第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成二十年国土交通省告示第三百三十四号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能及び耐震性能を確保するための講ずべき措置）

第三条 排水施設及び処理施設の耐震性能は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 重要な排水施設及び処理施設

イ レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

ロ レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

二 その他の排水施設 前号イに定める性能を有すること。

2 条例第五条第五号の知事が定める措置は、前項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げるとおりとする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のため

の措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓<sup>ま</sup>継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（排水管内径及び排水渠<sup>き</sup>の断面積の数値）

第四条 条例第六条第一号の知事が定める数値は、次の各号に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 排水管内径 二百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）

二 排水渠の断面積 五千平方ミリメートル

（汚泥の処理に伴う排気等による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするために講ずる措置）

第五条 条例第七条第二号の知事が定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（汚泥の処理に伴う排気等による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするために講ずる措置）

第六条 条例第九条第六号の知事が定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が

生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取り下げられた届出

1 届出年月日

平成二十四年十月三日

2 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

3 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通二一〇〇番一 外

4 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後一〇時三〇分 (年間六十日) 午前八時三〇分

(変更後) 午前六時三〇分～翌午前二時三〇分

二 取り下げ年月日

平成二十四年十二月四日

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カネスエ三里店

岐阜市大字清字上沼六三四番五 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成）

三 作業期間

平成二十四年八月十六日から  
同 年十一月三十日まで

四 作業地域

各務原市三井町四丁目

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

三・三・一 号笠松町運動公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び笠松町建設水道部建設課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二六 号の二 平成二四・六・四	羽島市正木町不破一色字西口四二番 一から四一二番三まで	道路	開発登録簿 による	岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘
同岐建築第二七号の八 同二四・九・六	瑞穂市呂久字中ノ町二六〇番一及び二 六一番一	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐建築第二八号の三 同二四・五・九	羽島郡岐南町野中二丁目三三番の一部 (第一工区)	道路	同	羽島郡岐南町平島六丁目二四番地 岩 塚 正 彦

<p>同岐建築第三二号の 一・二 同二四・一〇・四</p>				<p>同岐建築第三二号の 一・二 同二四・一〇・四</p>
<p>同岐建築第二七号の一四 同二四・三・二八 同岐建築第三二号の 一・二 同二四・一〇・二</p>	<p>同 郡笠松町中野字村内三三〇番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡笠松町中野二四八の三 株式会社 光製作所 代表取締役 松 原 功</p>
<p>同岐建築第二八号の四 同二四・五・一七 同岐建築第三二号の 九 同二四・八・二九</p>	<p>同 郡同 町門間字野崎一八二三番の 一部、一八二七番一、一八二八番一、 一八二九番一、一八三二番一及び一八 三三番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡笠松町長池五八三番地 株式会社 家田鐵工所 代表取締役 家 田 憲 二</p>
<p>同岐建築第二八号の八 同二四・一〇・一一</p>	<p>同 郡同 町同 字四反田一一七五番 二から一一七五番六まで</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市柳津町南塚一丁目一三六番地 株式会社 さん・さん 代表取締役 井 浪 典 子</p>
<p>同西建築第七四号の九 同二四・三・二一</p>	<p>(申請部分) 海津市平田町西島字中沼 四九二番一、四九二番一、 四九三番、四九四番、四 九五番、四九六番及び四 九七番一 (既存部分) 海津市平田町西島字中沼 四九一番二及び同町高田 字蛭田四四五番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市福光東三五七 ハビックス株式会社 代表取締役社長 木 村 敏 之</p>
<p>同中建築第五五号 同二四・四・一九</p>	<p>郡上市八幡町稻成字カゲ畑一〇〇七番 一 外二三筆</p>	<p>緑地</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八三三三 ゲンキ株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p>
<p>同東建築第六八号の六 同二四・三・六 同東建築第八〇号の 三 同二四・八・一五</p>	<p>土岐市土岐ヶ丘四丁目二番一一(第二 工区)</p>	<p>道路、 下水 道</p>	<p>同</p>	<p>愛知県豊田市大林町一丁目八一番地 トヨタすまいるライフ株式会社 代表取締役 中 尾 益 大</p>





平成二十四年十二月二十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社

同	同	監事	同	同	同	同	同	同
松永昭人	小野芳治	北川真	伊藤義昭	木村正	飯田伸二	西脇浩	杉野伸治	
同	同	同	同	同	同	同	同	
大場	下笠	船附	大場	大場	大場	根古地	根古地	
三六番地	七三五番地	八六二番地	四一六番地	六三四番地	一〇二番地	八五九番地	二六五番地	